

身元保証書

令和 年 月 日

御中

私（身元保証人）は、下記の者（被保証人）が貴社に入社するにあたり、下記条件により身元保証人となることを承諾いたします。

【被保証人（本人）】

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
入社予定日・配属先	

【身元保証人】

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
本人との続柄	
職業	
連絡先電話番号	

【極度額（必須記載事項）】

金 円 也

※ 民法第465条の2（個人根保証契約）により、極度額（身元保証人が負う責任の上限額）の記載がない身元保証契約は無効となります。
必ず具体的な金額を記入してください。

【契約期間】

本契約の効力は、身元保証ニ関スル法律第1条により、成立の日から3年間とします（契約後に更新する場合を除く）。契約期間は同法第2条により5年を超えることはできません。

【誓約事項】

1. 被保証人が貴社に在職中、故意または過失により貴社に損害を与えた場合、身元保証人は上記極度額の範囲内で損害賠償の責任を負います。
2. 身元保証人は、被保証人の氏名・住所等の変更、その他保証人としての責任に影響する事情に変更があった場合、速やかに貴社に届け出ます。
3. 身元保証ニ関スル法律第3条に基づき、貴社が被保証人の業務上不適任・不誠実な事跡、または任務・任地の変更により保証人の責任が加重される事実を身元保証人に通知した場合、身元保証人は同法第4条により将来に向かって本契約を解除できることを確認します。

上記のとおり相違ありません。

身元保証人 署名：

印

別紙：身元保証書についてのガイド

1. 身元保証書とは

身元保証書は、従業員（被保証人）が業務上会社に損害を与えた場合に、保証人がその損害賠償責任の一部を負うことを約束する書面です。身元保証ニ関スル法律（昭和8年法律第42号）が、契約期間・使用者の通知義務・保証人の解除権・損害賠償額の裁量的減額などの特則を定めています。

2. 極度額の定め方（2020年民法改正で必須に）

2017年の民法（債権法）改正により、2020年4月1日以降に締結する身元保証契約を含む「個人根保証契約」（個人が保証人となり、将来発生する不特定の債務を保証する契約）は、民法第465条の2に基づき、極度額（保証人が負う責任の上限額）を書面で定めなければ契約自体が無効となります。「保証人にできる限りの範囲で責任を負ってもらう」という曖昧な定め方では法的に無効になるため、本テンプレートの極度額欄には必ず「金〇〇〇万円」のように具体的な金額を記入してください。極度額の相場に法的な決まりはありませんが、月給の半年～1年分程度を目安とする例が実務上よく見られます。

3. 契約期間のルール（3年/5年）

期間を定めない身元保証契約は、身元保証ニ関スル法律第1条により成立の日から3年間（商工業見習者は5年間）効力を有します。期間を定める場合でも、同法第2条により5年を超える期間を定めることはできず、5年を超える期間を定めても自動的に5年に短縮されます。3年（または定めた期間）を超えて引き続き身元保証を継続したい場合は、更新の手続きが必要です。

4. 会社の通知義務と保証人の解除権

身元保証ニ関スル法律第3条により、会社は、被保証人に業務上不適任・不誠実な事跡があり保証人の責任を惹起するおそれがあることを知ったとき、または被保証人の任務・任地の変更により保証人の責任が加重されるとき（あるいは監督が困難になるとき）は、遅滞なく保証人に通知しなければなりません。保証人は、この通知を受けたとき、または自らこれらの事実を知ったときは、同法第4条により将来に向かって契約を解除することができます。

5. 損害賠償額はどう決まるか

身元保証ニ関スル法律第5条により、裁判所は身元保証人の損害賠償責任の有無・金額を定めるにあたり、被用者の監督に関する使用者の過失の有無、身元保証人が保証をするに至った事情、保証人が払った注意の程度、被用者の任務・身上の変化その他一切の事情を斟酌します。そのため、極度額の範囲内であっても、実際の損害賠償額が極度額の全額になるとは限りません。同法第6条により、この規定に反して保証人に不利な特約は無効です。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言を構成するものではありません。

極度額の定めのない身元保証契約（個人根保証契約）は、民法第465条の2により無効となります。極度額欄は必ず具体的な金額を記入してください。